

暫定的に先進医療Aとして実施している技術について

1. 背景及び現状

- 平成20年の先進医療告示第2項各号に掲げられた先進医療のうち、平成24年11月30日の先進医療会議において先進医療Bへ振り分けることとされた技術については、暫定的に先進医療A（以下、「暫定A」という。）として実施しているところ。
- 暫定Aの取扱いについては、平成29年1月12日に開催した本会議において審議され、以下のように決定した。

- ・ 平成29年3月31日までに先進医療Bへの移行できなかった技術については、平成29年4月1日をもって先進医療告示から取り消すこととしていたが、現在、同技術を継続して実施している患者が存在している期間は告示からの取り消しを猶予してはどうか。
- ・ 新規患者の組み入れについては認めないままとし、猶予期間後の先進医療Bへの移行については各医療機関の判断に任せてはどうか。
- ・ 実施している患者がいなくなった場合には、医療機関より事務局に連絡することとし、当該医療機関についてはホームページ上から削除し、全ての医療機関が削除された時点でその技術を先進医療告示から取り消すこととしてはどうか。

2. 暫定Aとして実施している技術の現状について

- 暫定Aとして実施している技術については、新規患者の組み入れがないこと及び継続中の患者の有無について、事務局が定期的に確認をしており、令和5年11月時点の状況は以下のとおりである。
- 継続患者数が0になった技術に関しては、削除の手続きを適時行う。

告示番号	先進医療技術名	令和3年11月時点	令和4年11月時点	令和5年11月時点
7	末梢血単核球移植による血管再生治療	1	1	1